



平成 18 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー
代 表 者 名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者
吉田 博昭
(J A S D A Q ・ コード番号 : 4358)
問 い 合 わ せ 先 取締役兼グループ執行役員
飯田 浩一
電 話 番 号 03-5434-1586

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 12 月 22 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即して、事業目的の見直しを図るため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営の効率化と業務執行の充実を目的とし、取締役の員数を 15 名から 11 名に改めるため、現行定款第 17 条（取締役の員数）について、所要の変更を変更案第 18 条のように行うものであります。
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ②株主総会における代理人による議決権行使に関し、代理人の人数を 1 名に制限するため、現行定款第 14 条（議決権の代理行使）について、所要の変更を変更案第 16 条

のように行うものであります。

③取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 25 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

④会社法施行規則第 96 条第 3 項の規定に基づき、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を延長するため、変更案第 32 条（補欠監査役の予選の効力）を新設するものであります。

⑤社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条に定める責任限定契約に基づき、現行定款第 37 条（監査役の責任制限）について、所要の変更を変更案第 38 条第 2 項のように行うものであります。

⑥定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

⑦旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(4) その他現行定款の規定を全体的に見直し、条文の整備、条数の変更ならびに一部規定の新設・削除・変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

①当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。

②当社は、株券を発行する旨の定め。

③当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 定款変更の内容

定款変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 12 月 22 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 12 月 22 日（金曜日）

以 上

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 広告代理業</p> <p>(2) 劇場用映画、テレビ番組、ビデオテープ・ビデオディスク等の映像制作物の企画・制作・配給・販売<u>及び</u>著作管理</p> <p>(3) 音楽テープ、レコード等の音楽制作物の企画・制作・出版<u>及び</u>販売</p> <p>(4) デジタル映像、デジタル音声、コンピュータソフトウェア等のデジタルデータの企画・制作<u>及び</u>提供サービス</p> <p>(5) 雑誌<u>及び</u>書籍等の企画・制作・出版・販売<u>及び</u>著作管理</p> <p>(6) 商標権の通常使用権の許諾業務</p> <p>(7) 映像、音楽、文芸、美術に関する著作権等の財産権の取得、譲渡、譲受、貸与<u>及び</u>管理業務</p> <p>(8) キャラクター商品（個性的な特徴や名称を有している人物、動物の画像を付けたもの）の企画<u>及び</u>著作権、商標権、意匠権の管理業務</p> <p>(9) 玩具、衣料用繊維製品、衣料雑貨、ポスター、装身具等の企画、製造<u>及び</u>販売</p> <p>(10) 上記各号に関わるタレント、作家の育成<u>及び</u>管理業務</p> <p>(11) 撮影スタジオ、録音スタジオ、編集スタジオの経営</p> <p>(12) 撮影用、再生用映画<u>及び</u>ビデオ機材のレンタル</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(13)</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 広告代理業</p> <p>(2) 劇場用映画、テレビ番組、ビデオテープ・ビデオディスク等の映像制作物の企画・制作・配給・販売<u>および</u>著作管理</p> <p>(3) 音楽テープ、レコード等の音楽制作物の企画・制作・出版<u>および</u>販売</p> <p>(4) デジタル映像、デジタル音声、コンピュータソフトウェア等のデジタルデータの企画・制作<u>および</u>提供サービス</p> <p>(5) 雑誌<u>および</u>書籍等の企画・制作・出版・販売<u>および</u>著作管理</p> <p>(6) 商標権の通常使用権の許諾業務</p> <p>(7) 映像、音楽、文芸、美術に関する著作権等の財産権の取得、譲渡、譲受、貸与<u>および</u>管理業務</p> <p>(8) キャラクター商品（個性的な特徴や名称を有している人物、動物の画像を付けたもの）の企画<u>および</u>著作権、商標権、意匠権の管理業務</p> <p>(9) 玩具、衣料用繊維製品、衣料雑貨、ポスター、装身具等の企画、製造<u>および</u>販売</p> <p>(10) 上記各号に関わるタレント、作家の育成<u>および</u>管理業務</p> <p>(11) 撮影スタジオ、録音スタジオ、編集スタジオの経営</p> <p>(12) 撮影用、再生用映画<u>および</u>ビデオ機材のレンタル</p> <p><u>(13)</u> 金融業</p> <p><u>(14)</u> 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 (条文省略)</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、89,880,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって、自己株式を取得することが出来る。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、500株とする。 (新 設)</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券) 第8条 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、89,880,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会決議をもって、市場取引等によって、自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、500株とする。 2. <u>当社は、本定款第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> (第9条第2項に移行)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の<u>株主（実質株主を含む。以下同じ。）の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会</u>において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>2. 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、社長が招集し、議長となる。<u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決議の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。<u>この場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第13条</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類にかかる会計監査報告または監査報告を含む）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決議の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第17条</u> 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第20条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により選出する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第19条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集および議長) <u>第21条</u> 取締役会は、社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続) <u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議) <u>第23条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) <u>第24条</u> 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程) <u>第25条</u> 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) <u>第26条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議) <u>第24条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第25条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程) <u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任制限)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める範囲内で賠償すべき金額を限定することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任制限)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内に限定することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の数)</p> <p><u>第28条</u> (条 文 省 略)</p>	<p>(監査役の数)</p> <p><u>第29条</u> (現 行 ど お り)</p>
<p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第29条</u> <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p><u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p><u>第32条</u> <u>会社法第329条第2項に基づく補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集および議長)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査役会は、常勤の監査役が招集者となる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</u></p> <p>2. <u>監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当る。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の決議は、別に法令に定める場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第36条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任制限)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める範囲内で賠償すべき金額を限定</u>することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第38条</u> 当社の<u>営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任制限)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内に限定</u>することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第39条</u> 当社の<u>事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p><u>第39条</u> <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第40条</u> <u>当社は、取締役会の決議により毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5</u>に定める<u>金銭の分配</u>（以下「中間配当金」という）を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第41条</u> <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる<u>ものとする。</u></u></p> <p>2. <u>利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p><u>第40条</u> <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下、「<u>期末配当金</u>」という。）を行う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第41条</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、<u>会社法第454条第5項</u>に定める<u>剰余金の配当</u>（以下、「<u>中間配当金</u>」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(<u>配当金の除斥期間等</u>)</p> <p><u>第42条</u> <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>